

(33) ふるさと納税スタート事業補助金	
【担当部署】 企画課定住促進係 【電話番号】 0167-44-2133	【窓口の場所】 役場庁舎 2階
【ホームページアドレス】 http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00002387.html	
【補助金の内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本町のふるさと納税へ新たに取り組む事業者に対し補助する。 (補助対象経費) ・ 補助金の目的に沿った技術開発、実用化、機械導入、パッケージ等に必要と町長が認める経費 (補助対象事業) ① 特産品の実用化等の開発事業、機械導入、デザインや梱包する資材等の開発事業 ② その他、町長が特に認めた事業 (補助対象外事業) ① 政治及び宗教活動に関する事業 ② その他、町長が不適当を認めた事業 	
【補助対象者】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 町民または団体、企業で町税等を滞納していない者（前住所地における市町村民税等を含む。）または滞納しないことを確約できる者 ・ 申請時点においてふるさと納税事業参加承認を受けておらず、本事業実施後に協力事業になることを確約できる者 ・ 補助対象者本人、その世帯の構成員並びに構成員に暴力団、暴力団員が含まれていない者 ・ 補助対象者本人、その世帯の構成員並びに構成員に、暴力団員が実質的に経営を支配する者その他暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が含まれていない者 ・ その他、町長が不適当と認めたものは補助対象者とししない 	
【補助金額】 補助金限度額：1事業50万円（補助率8／10）	
【実施期間】 令和3年度～	
【申請・実績報告に必要なもの】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書 ・ 事業計画書 ・ 見積書 ・ 実績報告書 ・ 領収書等必要書類 	
【交付までの流れ】 <p>① 交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定⇒ ④指定口座へ振込⇒ ⑤実績報告書の提出</p>	
【備考】	